# 土方地区まちづくり協議会規約

(名　称)
第　1条　本会は、土方地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)
第　2条　協議会の事務所は、大東北公民館(所在地;掛川市下土方267-1)内【地区事務所】に置く。

(目　的)
第　3条　協議会は、土方地区に居住する住民(以下「住民」という。)が掛川市自治基本条例及び基本原則「情報共有・参画・協働」に基づき、支えあって協働のまちづくりを推進し、誰もが住みたくなる、活力ある土方地区の実現を目指すことを目的とする。

(区　域)
第　4条　協議会の区域は、土方地区の範囲とする。

(構成員)
第　5条　協議会は、土方地区内に居住する住民及び土方地区内においてまちづくりを行う団体等(以下「団体等という。」)を構成員とする。
2　協議会は、多くの団体等が参加できるように普及、啓発に努めるものとする。
3　団体等は、協議会への参加を希望する場合は、理事会の承認を得た場合において加入することができる。

(事　業)
第　6条　協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1)　地区内で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関すること。
(2)　実施事業の検証及び改善に関すること。
(3)　地区まちづくり計画策定に関すること。
(4)　まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
(5)　その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

(組　織)
第　7条　協議会は、総会、理事会及び部会をもって構成する。
2　協議会に事務局を置く。
3　協議会に、相談役及び監事を置く。
4　事業活動を行うため、5つの部会を置く。

(役員の種類)
第　8条　協議会に次の役員を置く。

| | |
|---|---|
| (1)　会長(土方区長会長が兼務) | 1名 |
| (2)　副会長(土方区長会副会長が兼務) | 2名 |
| (3)　事務局長(正副会長が人選の上、指名する) | 1名 |
| (4)　部会長 | 5名(兼務含む) |
| (5)　会計 | 1名 |
| (6)　監事 | 2名以上 |

(役員の選出)
第 9条 会長は、原則として区長会長を、副会長は副区長会長を充て、総会の承認を得る。
2 事務局長は、土方地区事務局長を充て、総会の承認を得る。
3 会計(書記兼務)は、理事会の推薦を受け、総会の承認を得る。
4 監事は、理事会の推薦を受け、総会の承認を得る。
5 部会長は、各部会で選出し、会長が委嘱する。

(役員の職務)
第10条 協議会の役員は、次の職務を行う。
(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
(3) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
(4) 会計(書記兼務)は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する他、総会、理事会の議事録を作成する。
(5) 部会長は、部会を代表し、部会内事務を統括する。

(役員の任期)
第11条 役員の任期は原則2年とする。
2 役員は、再任することができる。
3 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(監 事)
第12条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(相談役)
第13条 協議会は、必要に応じて相談役を置くことができる。
2 相談役は、必要に応じて各種会議に出席し、助言を行う。

(会 議)
第14条 協議会の会議は、総会、理事会及び部会とする。
2 総会、理事会及び部会の構成員は別表のとおりとする。
3 総会は会議方式、委任状提出方式、書面決議方式等、社会情勢を考慮しての開催を可能とする。

(総 会)
第15条 総会は、協議会の最高決議機関であり、通常総会及び臨時総会とする。
2 総会は、代議員をもって構成する。代議員の定数は50名以内とし、別表構成表内の定められた者を充てる。
3 総会は毎年一回、会長が招集し会長が議長となる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に開催することができる。
(1) 会長が必要と認める場合。
(2) 代議員の三分の二以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。
4 総会の審議事項は、次のとおりとする。
(1) 事業計画、予算、決算に関すること。
(2) 役員の承認に関すること。
(3) 規約の制定及び改廃に関すること。

(4) 地区まちづくり計画に関すること。
(5) その他必要と思われる事項に関すること。
5 総会は、委任状を含む代議員の三分の二以上の出席をもって成立するものとする。
6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
7 総会を招集するときは、会議の目的、内容及び日時、開催場所を示し、2週間前までに文書をもって通知する。

(理事会の構成)
第16条 理事会は、監事を除く次の役員及び小区長をもって構成する。

| | |
|---|---|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計(書記兼務) | 1名 |
| (5) 部会長(企画広報部会長は、会長兼務) | 5名 |
| | 16名 |

(理事会の招集)
第17条 理事会は、会長が招集する。
2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)
第18条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) 総会に付議すべき事項のうち総会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項
(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会の構成)
第19条 協議会に次の部会を置く。
(1) 企画広報部会
(2) 地域活性部会
(3) 健康福祉部会
(4) 文化教育部会
(5) 安全安心部会
(6) 環境対策部会
2 部会は、土方地区住民及び地区内においてまちづくりを行う団体等の代表者で構成する。
3 部会長、副部会長は、各部会を構成する者の中から選出する。
4 副部会長必要部会は構成する者の中から選出することができる。

(部会の役割)
第20条 部会は、第3条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。
2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

(経 費)
第21条 協議会の経費は、地区からの助成金、市交付金等及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)
第22条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計帳簿の整備）
第23条　協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。
　2　協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

（書類の整備）
第24条　協議会は、次に掲げる帳簿等を備え付け、これを保存しなければならない。
（1）　土方地区まちづくり協議会規約
（2）　役員名簿
（3）　金銭出納簿及び関係書類
（4）　総会、理事会の記録
（5）　その他必要と認める書類及び帳簿

（議事録及び議事録署名人）
第25条　総会、理事会の議事録には、日時・場所、議決事項及び、内容等を記録し、議事録署名人として出席した正副会長が自署記名する。

（書類、帳簿等保存期間）
第26条　保存期限は、概ね次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| （1）　土方地区まちづくり協議会規約 | 永久 |
| （2）　役員名簿 | 5年 |
| （3）　金銭出納簿及び関連書類 | 7年 |
| （4）　総会、理事会記録 | 5年 |
| （5）　その他必要と認める書類及び帳簿 | 5年 |

（委　任）
第27条　この規約に定めるもののほか、必要事項については、会長が理事会に諮り【内規】として別に定める。

附　則
　この規約は、平成28年2月27日から施行する。
附　則
　土方地区センター及びまちづくり協議会の交付金の一本化により規約の一部改正、
　平成31年4月6日から施行する。
附　則
　規約の一部を改正し、令和2年4月4日から施行する。
附　則
　規約の一部を改正し、令和3年4月10日から施行する。
附　則
　規約の一部を改正し、令和6年4月　6日から施行する。

# 土方地区まちづくり協議会　内規約

（目　的）

まちづくり協議会の事務、事業を行うにあたり次の通り、内規約を定める

（内　規）

1　各部会に原則部会長1名、副部会長1名設ける。（部会により検討する）
事業活動を総て部会長に負担が集中することを防止する為事業分担させること。

2　機器使用について
複合コピー機、印刷機器等の使用はまち協事業関係、並びに区長会業務、及び小区業務に関するものに限る
これ以外の必要時は事務局員に申し出許可を受ける

3　事務所使用、機器使用について
基本的には火、金曜日午前中に限る。これ以外に必要時は事務局長に申請する

※2，3項の定めは、事務局員不在時は、北公民館職員の負担になる為。

4　旅費、交通費の支給について公共交通使用の場合は実費支給
車両の場合は1km当たり30円を支給
上記を基本とし状況により決定する　　R3,12,10理事会承認

車両弁償の改正　　1km当たり40円を支給する
R6.04.06　総会承認

附　則
内規約の一部を改正し、令和6年4月　6日から施行する。